

事業者指定手続の流れ

総合事業にかかる事業者指定手続は、次のような流れとなります。

①事前協議⇒ 事前協議終了⇒ ②申請書受理⇒ ③審査⇒ ④現地調査⇒ ⑤指定

※「①事前協議」から「⑤指定」まで最短で約2か月程度必要です。

ただし、書類不備等により、さらに期間が必要となる場合がありますので、時間に十分余裕を持って手続を進めてください。

① 事前協議（事前予約制）

事前協議は、事前に電話で日程調整の上で、個別に事業者と指定について協議します。事業者が考えている内容で指定が可能かどうかの相談や不明な点等の質疑応答等を行います。

<留意点>

- ・ 事前協議には、サービスごとに記入された「事前協議票」と協議に必要な書類を必ず持参してください。

② 申請書受理

市から「事前協議終了」の連絡がありましたら、申請書類を提出してください。

ただし、多数の記入漏れ、書類の不足や重大な不備等がありましたら、受理できませんので、余裕をもって提出をお願いします。

<留意点>

- ・ 申請に当たっては、必ず代表者、管理者予定者等、事業内容を把握し決定権限を持つ方が、窓口にお越しください。
- ・ 申請書および第1号様式の付表以外の添付書類については、サービスごとの付表裏面に添付書類一覧を設けています。
- ・ 申請書の受理から指定までの期間は、記載漏れ、添付書類の不備その他の事由による「補正」に要する期間を除き、1箇月を標準処理期間として設定しております。

③ 審査

申請内容が、厚生労働省令、市要綱等に定める人員、設備および運営に関する基準等を満たしているかなどの審査を行います。

<留意点>

不備等がありましたら、補正（加筆修正、書類の再提出等）をお願いしますので、すみやかにご対応ください。補正対応が遅れますと、指定時期が延期となる場合がありますので、ご注意ください。

④ 現地調査

審査の一環として、現地調査を行うことを基本としています。現地調査は、日程調整の上、事業開始予定事業所において、各種マニュアル類の作成状況等の確認や、設備要件等の基準を満たす必要がある場合には、実測調査等を実施します。

⑤ 指定

指定(毎月1日)の連絡がありましたら、市窓口にて指定通知書をお渡しします。